

様式第1号（第8条、第9条関係）

事業者行動計画書（変更計画書）

平成30年 5月 8日

(宛先)

滋賀県知事



提出者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

滋賀県大津市京町4丁目1-1

氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例
〔 第20条第3項 · 第20条第4項
第22条第1項 · 第22条第2項において準用する
同条例第20条第4項 〕の規定に基づき、事業者行動計画を策定（変更）したので、提出します。

事業者の氏名 (法人にあっては、名称 および代表者の氏名)	滋賀県知事 三日月 大造
事業者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	滋賀県大津市京町4丁目1-1

1 事業所の概要

事業所の名称	滋賀県 東北部浄化センター					
事業所の所在地	滋賀県彦根市松原町1550					
主たる事業	細分類番号	3	6	3	1	下水道処理施設維持管理業
該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロットル以上の事業所を 県内に有する事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員数が21人以上であって、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室 効果ガス排出量が、二酸化炭素換算で年間3,000トン以上の事業所を 県内に有する事業者 <input type="checkbox"/> 任意提出事業者					

2 計画の内容

計画の内容	別添のとおり
-------	--------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

標準様式第1号

(第1面)

1 計画期間

計画期間	平成30 年度 ~	平成34 年度
------	-----------	---------

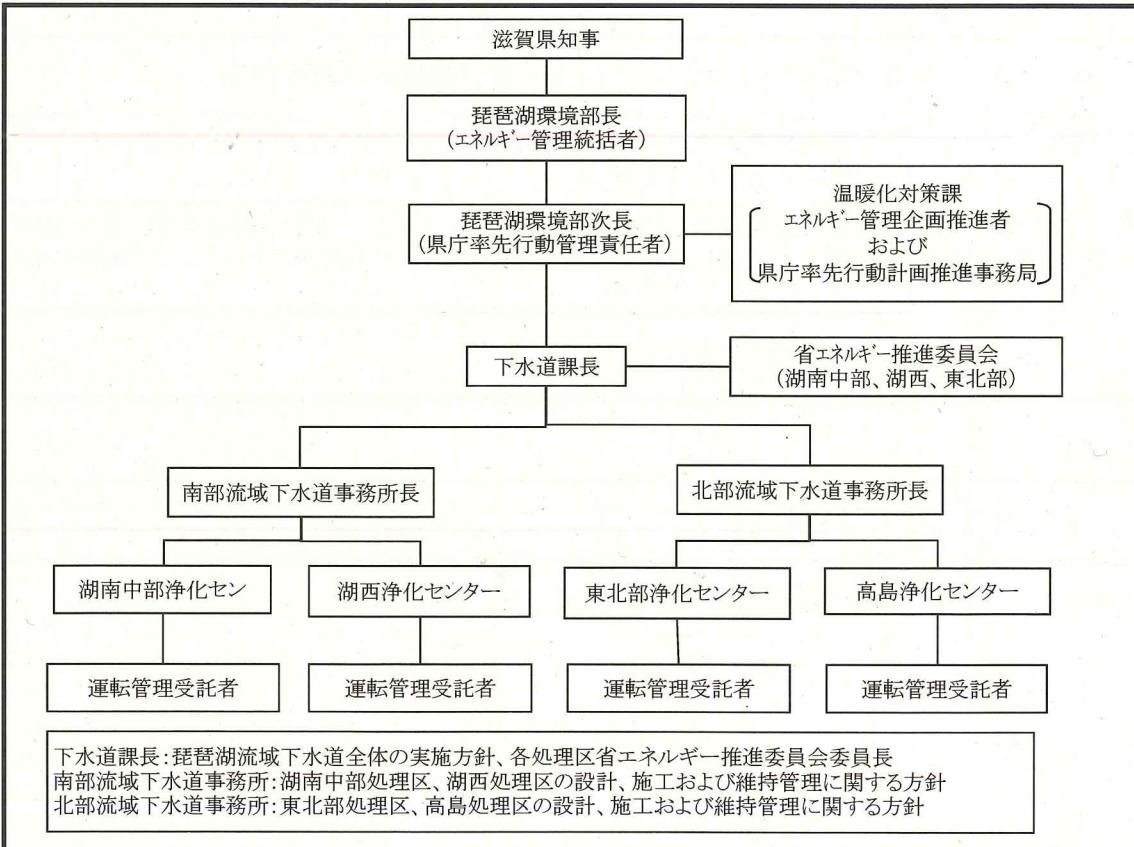
2 低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

琵琶湖流域下水道は、県民の快適な生活を支え、琵琶湖の水質保全に貢献すること等をめざして事業を行ってきてているところですが、下水処理には大きなエネルギーを要するため、県下の公共施設のなかではエネルギー消費量や温室効果ガス排出量が特別大きいという実態があります。このため、各施設の設計、施工、維持管理の各段階において、環境への配慮に努めることを基本として取り組みを行います。

具体的には、各処理区浄化センターを拠点として、以下のとおり低炭素社会の構築に寄与していきます。

1. 環境負荷を最小限にする仕組みをつくり、環境の保全と汚染の予防に取り組みます。
 - ① 施設の設計にあたっては、CO₂排出量を削減できるシステムが構築できるように努めます。
 - ② 施設の施工および維持管理において、省エネルギー・省資源に取り組みます。
 - ③ 下水処理に伴い発生する下水汚泥をはじめとする廃棄物の削減と再資源化に取り組みます。
 - ④ グリーン購入を積極的に推進します。
 - ⑤ 下水道施設の見学者等に対する環境学習活動の機会の提供に取り組みます。
2. 下水道事業全般における環境保全活動を定期的に見直し、継続的な改善に努めます。
 3. 環境保全に関連する法規制を遵守します。
 4. この方針を具現化し維持するとともに、全下水道関係職員に周知徹底します。
 5. この方針を広く公開し、適切な情報提供に努めます。

3 低炭素社会づくりに係る取組に関する推進体制



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

4 これまでに取り組んできた低炭素社会づくりに係る取組

東北部浄化センターにおいては、平成11年に省エネ法によるエネルギー管理指定工場に指定されて以降、計画的に省エネルギー設備の導入、運転の変更等により省エネルギーに取り組んでいる。

■設備面での取組

- ・水処理施設改築更新の際、処理方式の変更による電力量の削減。
(散気装置を動力式水中攪拌機から、散気板への変更。多段式硝化脱窒法導入による循環水ポンプの廃止)
- ・汚泥脱水設備改築更新・新設の際、処理方式の変更により電力量の削減。
(脱水機の形式の変更)
- ・水中攪拌機から槽外形低動力攪拌機への変更。(平成23年度より)
- ・ポンプ、プロワへのインバータ導入による電力量の削減。
- ・高効率電動機の採用による電力量の削減。
- ・空調設備改築更新時、高効率型の採用、個別対応における必要以外停止できる機器の採用。
- ・コンデンサの設置による受電端力率の改善。
- ・照明設備のHfおよびLED化

■運用面での取組

- ・焼却炉の空気比調整による都市ガス使用量の削減。
- ・水処理施設の多段式硝化脱窒法施設の優先使用および流入水量に見合った施設運用の実施。
- ・ポンプ、プロワへのインバータ機器の適正運転による電力量の削減。
- ・外灯の消灯ならびに間引の実施。
- ・空調機、換気ファンの一部運転停止による電力量の削減。
- ・受電設備の設備稼働状況に合わせた進相コンデンサの適正運転。

5. 自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

(1) エネルギー起源CO₂排出量の削減に向けた取組の内容等

	取組項目	取組の内容	実施スケジュール
1	運用対策	毎年度の温室効果ガスの排出量を把握し、整理・分析を行いその結果を所内で情報共有する体制を整備する。エネルギー管理標準に基づき研修を行う。	平成30年度～平成34年度
2	運用対策	設備の稼働状況や運転時間を把握し、設備ごとのエネルギー使用について、過去のデータと比較・分析が容易にできるよう管理する。	平成30年度～平成34年度
3	運用対策	水質・水量に見合った各機器の運転の適正化、可能な箇所における間欠運転を実施する。	平成30年度～平成34年度
4	運用対策	焼却溶融炉の空気比を最適に設定する。	平成30年度～平成34年度
5	設備導入対策	建築付帯設備において、順次省エネ器具への更新を行う。(高輝度誘導灯への更新、Hf型・LED型の照明器具への更新)	平成30年度～平成34年度
6	設備導入対策	焼却灰を産業廃棄物として搬出可能とし、溶融炉を休止することで、都市ガス使用量を約4割削減する	平成31年度末
7			
8			

(2) エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の内容等

	温室効果ガスの種類	取組の内容	実施スケジュール
1	N ₂ O	焼却溶融炉につき常時運転状況の把握・分析を行い、過去の取り組みにより確立したノウハウをもとに運転を行うとともに、より最適な運転方法の確立を目指す。	平成30年度～平成34年度
2			
3			

(3) 上記の取組により達成しようとする目標および目標設定の考え方

上記(1)、(2)の取組等により、平成29年度を基準として、平成30年度以降は、以下の数値目標の達成を目指します。

原単位 = 温室効果ガス排出量 ÷ 生産量(放流水量)
で毎年1%削減

なお、原単位の考え方は次のとおりです。

温室効果ガス排出量は下水放流量に大きく影響を受けるため、放流量を原単位の指標(分母)として設定しました。なお、実績を目標と対比させるため、計画期間中の各年度の温室効果ガス排出量の算定に当たっては、電気のCO₂排出係数(電力源単位)は基準年度の係数に固定して算定します。

6 事業活動を通じた他者の温室効果ガスの排出削減により低炭素社会づくりに貢献する取組

(1) 取組の内容等

該当なし

(2) 上記の取組により達成しようとする目標および目標設定の考え方

7 その他の低炭素社会づくりに向けた取組

	取組項目	取組の内容および当該取組により達成しようとする目標	実施スケジュール
1	グリーン購入	滋賀県庁におけるグリーン購入の推進計画に基づき、必要数量を計画的に調達するとともにグリーン購入を実施する。	平成30年度～平成34年度
2	見学者への啓発活動	浄化センター見学者等に対し、下水道の正しい使用法や省エネについて啓発を行う。	平成30年度～平成34年度
3			
4			
5			
6			
7			
8			